

回 覧

川場村住宅リフォーム助成事業

川場村では、住民の住居環境の向上、村内施工業者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、工事費の一部を予算の範囲内で補助します。

対象工事

- ①住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。
- ②村内施工業者により行われる工事であって、工事費（税込）が20万円以上であること。
- ③併用住宅の場合は個人部分のみが対象
- ④本年度中に工事を完了し、報告書の提出が出来ること。
- ⑤対象工事を行う住宅が川場村内であること。

補助対象者

- ①村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。
- ②住宅の所有者及び全世帯員に村税及び使用料等の滞納がないこと。
- ③当該リフォーム工事について、本村の他の制度による補助金制度を利用していないこと。

補助金の額

工事費の10パーセント以内で、上限20万円

申請に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) リフォーム等工事前の住宅の状況がわかる写真
- (3) リフォーム等工事の内容がわかる図面
- (4) リフォーム等工事見積書（対象工事に要する経費がわかるもの）
- (5) その他村長が必要と認める書類



対象となる工事の具体例

屋根の葺き替・防水・塗装・その他の屋根工事
外壁の張替え塗装・その他外装工事
雨樋の取替え・改修、その他樋工事
サッシ及びガラスの取付・取替え・その他の建具工事
バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事
床・壁・天井の張替え・その他の内装工事
床・壁・天井の塗替え・その他の塗装工事又は左官工事
ドアの取替え・襖・障子の張替え、その他の建具工事
畳の入替え・表替え
ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴槽工事
洗面台・便器の取替え・その他衛生設備工事
給水管・配水管及びガス管の取替え、その他配管工事
配線・コンセントの設置、その他の電気設備工事
二重サッシ・断熱材設置、その他断熱化のための工事
基礎・土台・柱・壁・その他の構造部分の補強工事
その他村長の認める工事

対象とならない工事

住宅の新築工事、車庫の建築・増改築、門扉・堀の設置
造園工事、上下水道接続工事、住宅の解体のみの
工事
シロアリ駆除、舗装工事、その他外構工事等
カーテンの張替え、太陽光発電システム設置工事
電化製品等の購入、防犯機器等の購入
機械等の設置及び購入に係る簡易な工事

問い合わせ先

川場村役場 田園整備課
建設係

TEL : 0278 - 52 - 2111
: 0278 - 25 - 5072(直通)